

国立市循環型社会形成推進基本計画

～多摩地域のトップランナーをめざして～

2006(平成 18)年 7 月

国 立 市

目 次

第1章 市の概要	1
1. 市の位置・面積	
2. 人口の推移	
3. 産業構造	
第2章 計画の概要	4
1. 計画の位置づけ	
2. 計画期間	
3. 基本方針	
第3章 計画の目標	6
1. ごみの削減目標	
2. 目標とすることみ量（1人1日当たりのごみ量）	
3. ごみ処理量の見込み	
第4章 ごみ処理の現状と課題	8
1. ごみの排出状況	
① ごみ量について	
② 原単位(1人1日当たりごみ量)について	
③ 要因について	
2. ごみの資源化状況	
(ア)総資源化率について	
(イ)資源物収集及び集団回収について	
(ウ)要因について	

3. ごみの処理状況

①ごみ処理量及び埋立量について

②要因について

第5章 施策の体系 12

1. 発生抑制

①ごみ減量協力店制度の導入

②くにたちカードエコロジーポイントの推進

③販売店での資源物回収の推進

④事業系ごみの削減

⑤市が管理する施設での減量施策の強化

⑥生ごみ減量の推進

⑦生ごみ処理機等購入費助成制度の周知

⑧家庭ごみ有料化（指定有料袋の導入）

2. 再使用 25

①（仮称）リサイクルプラザの設置

②リサイクルインフォメーションの活用

③フリーマーケット等の推進

3. 再資源化 28

① 生ごみ堆肥化の推進

② せん定枝チップ化の推進

③ 廃食用油回収の推進

④ プラスチック製容器包装ごみの再資源化

⑤ 事業系紙ごみの再資源化

⑥ 資源物分別収集の徹底

⑦ 資源物集団回収の推進	
⑧ グリーン購入の推進	
4. 中間処理	37
① 焼却灰の資源化	
② 余熱の有効利用	
③ エコセメント事業の実施	
5. 広報活動	41
① 施設見学会の実施	
② 「わくわく塾」やイベントでの広報の推進	
③ 広報の充実	
④ 大学生等を対象とした広報	
6. 市民参加	45
① 市民・事業者・市の協力体制づくり	
② 廃棄物減量等推進員の活用	
③ レジ袋NOデーの推進	
第6章 処理施設の整備	48
1. 環境センターの改修	
第7章 適正処理困難物	49
1. 適正処理困難物	
第8章 生活排水処理基本計画	50
1. し尿処理の状況	
① し尿処理の現状	
② 収集・運搬の現状	

③し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

2.し尿処理計画

①処理の目標

②し尿処理形態別人口

③汚泥の再資源化

第9章 計画の評価について 57

1. 評価の流れ

①行政による評価

②市民による評価

③審議会による評価

④行政による改善

2. 評価のポイント

①事業の実施状況

②事業の効果

<資料編>

第1節 国立市ごみ問題審議会 59

1. 諮問内容

2. 委員名簿

3. 審議経過

第2節 「ごみに対する市民意識調査」結果 63

第3節 国立市のごみについて 78

1. ごみの出し方

2. ごみの分け方

3. ごみ量推移

4. ごみ・集団回収 1人1日当たりの合計量の推計

第1章 市の概要

1. 市の位置・面積

国立市は、東京都の中央部に位置し、東は府中市、西は立川市、北は国分寺市、南は多摩川をはさんで日野市と接しています。

東経 139 度 27 分 北緯 35 度 41 分 標高 74 m (基点は市役所)

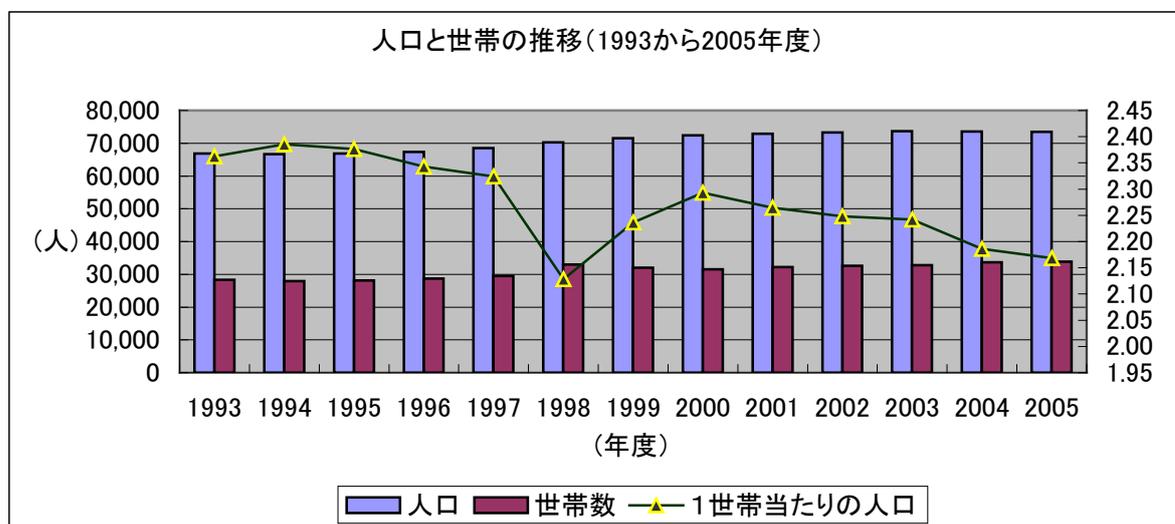
面積は 8.15 km²、東西 2.3 km、南北 3.7 km となっています。

2. 人口の推移

人口・世帯の推移(1993～2005 年度)

各年10月1日付人口

年	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
人口	66,834	66,676	66,824	67,351	68,509	70,278	71,530	72,362	72,911	73,251	73,644	73,616	73,479
世帯数	28,294	27,950	28,123	28,744	29,481	33,018	31,987	31,558	32,200	32,587	32,844	33,679	33,884
1世帯当たりの人口	2.36	2.39	2.38	2.34	2.32	2.13	2.24	2.29	2.26	2.25	2.24	2.19	2.17



国立市の人口は、1950年代以降急激に増加し、1960年代の公団住宅建設により1966(昭和41)年には5万人を突破しました。1971(昭和46)年に6万人を超えた後は微増傾向となりましたが、1990年代後半から伸び率が高まり、1998(平成10)年に7万人を超え、2002(平成14)年以降は7万3千人台で推移しています。

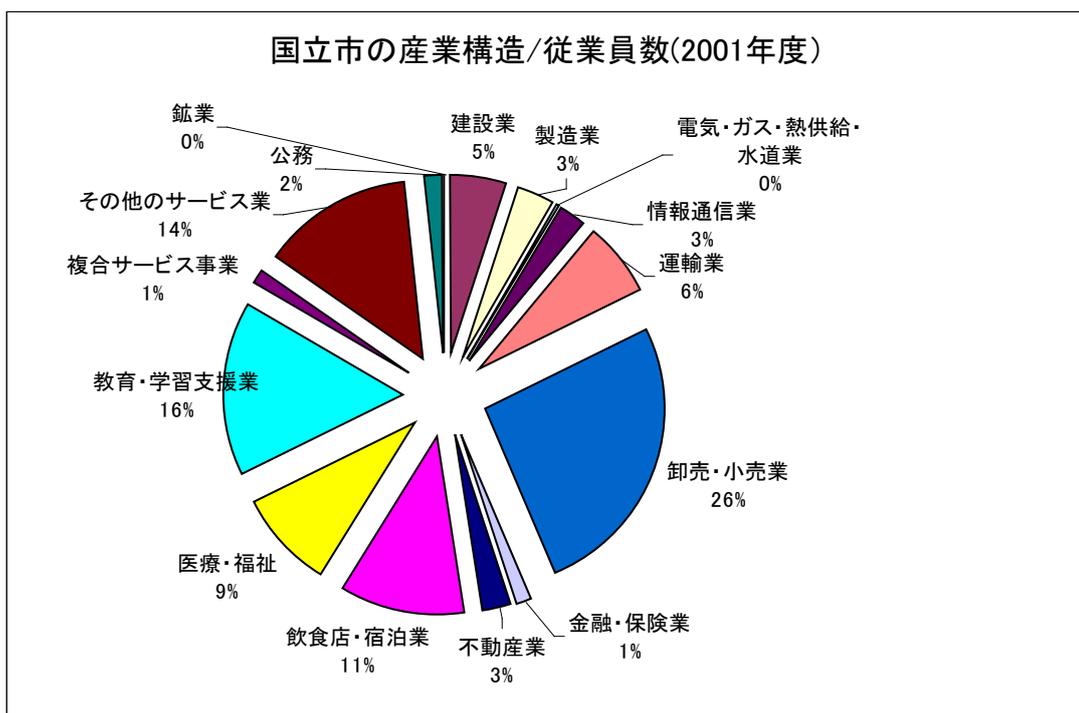
3. 産業構造

国立市の産業構造(2001 年度調査)

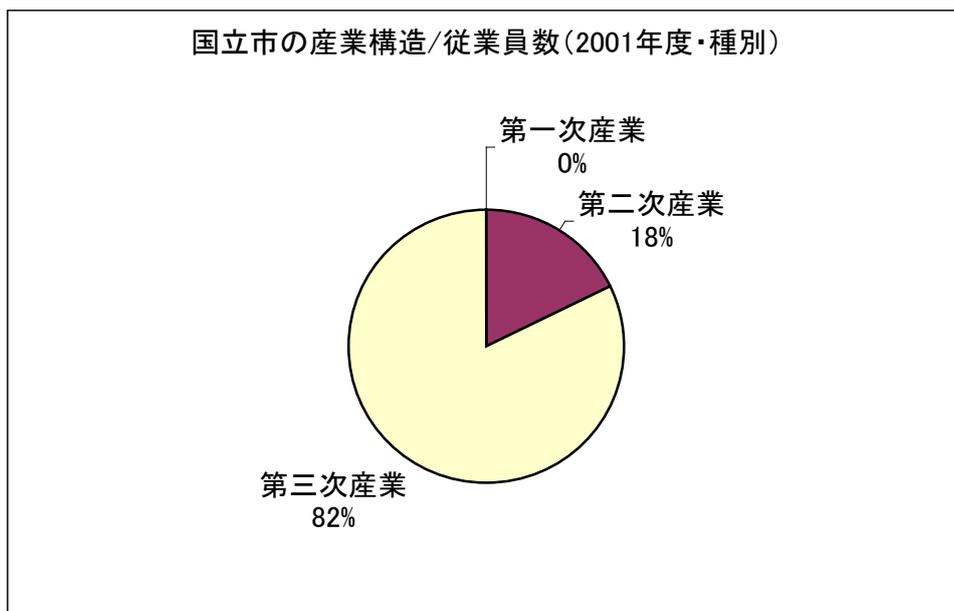
区分		従業員数(人)	事業所数
総数		24,610	2,640
第一次産業	農業・林業・漁業	0	0
	計	0	0
第二次産業	鉱業	0	0
	建設業	1,240	168
	製造業	802	89
	電気・ガス・熱供給・水道業	57	4
	情報通信業	663	30
	運輸業	1,599	48
	計	4,361	339
第三次産業	卸売・小売業	6,396	775
	金融・保険業	325	18
	不動産業	620	217
	飲食店・宿泊業	2,749	372
	医療・福祉	2,169	218
	教育・学習支援業	3,920	169
	複合サービス事業	297	14
	その他のサービス業	3,373	507
	公務	400	11
	計	20,249	2,301

資料:統計くにたち 2004 年版

※2001 年10月1日現在



区分	人数	構成比
第一次産業	0	0%
第二次産業	4,361	18%
第三次産業	20,249	82%
合計	24,610	100%



国立市の産業構造は、従業員数で見ると第一次産業への従事者は無く、第二次産業が約2割、第三次産業が約8割を占めています。業種別に従業員数で比較すると、卸売・小売業が26%、教育・学習支援業が16%、飲食店・宿泊業が11%とこの3つだけで国立市全体の半数（53%）を占めています。

第2章 計画の概要

1. 計画の位置づけ

国立市における上位計画は、「国立市総合基本計画」があり、そのなかで「第四期基本構想」（計画期間：2006（平成18年）年度から2015（平成27）年度まで）があり、さらに第四期基本構想に基づく「第一次基本計画」（計画期間：2006（平成18）年度から2010（平成22）年度まで）が策定されています。

第四期基本構想においては、「人間を大切にすまち」を目標に掲げ、ごみについては、「資源やエネルギーを大切にし、ごみの発生を抑え、リサイクルを推進します。」としています。

第一次基本計画においては、施策の目標として次の3点を定めています。

- ごみの「発生抑制」に重点的に取り組み、ごみ総量(資源物を含む)の削減を目指します。
- 分別を徹底するとともに、リユースやリサイクルの充実によりごみの再資源化を推進します。
- 循環型社会の形成にむけて、国・東京都・関係団体等と連携して事業を推進します。

- ・この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第1条の3に定める「一般廃棄物処理基本計画」です。
- ・この計画は、「国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例」（以下「条例」という。）第15条第2項に定める「循環型社会形成推進基本計画」です。

2. 計画期間

- ・計画期間は第1期を2006(平成18)年度から2010(平成22)年度とし、第2期を2011(平成23)年度から2015(平成27)年度とします。

3. 基本方針

ごみ問題は、今や世界的に重要な環境問題となってきました。

国は2000(平成12)年に循環型社会形成推進基本法を制定し、循環型社会構築に向けて進みだしましたが、社会の仕組みを大きく変えるまでには至っていません。

私たちは、これまで天然資源を過剰に消費し、さまざまな環境負荷を増大させてきました。とくに地球温暖化を助長する二酸化炭素や有害化学物質の排出量は、地球の浄化能力の許容量をはるかに超え、今や危機的状況にあります。生産、流通、販売、消費、廃棄の各過程において、資源やエネルギーの使用を極力抑えた循環型社会の構築が急務です。

私たち国立市で暮らす人々は、環境負荷を低減し、資源の有効利用を進め、市民だけでなく関係する自治体の人々が将来にわたって健康で文化的な生活を確保するために、市民・事業者・行政の責任と権利を明確にし、循環型社会形成に向けて協働で取り組んでいきます。

廃棄物にかかる施策の優先順位として、1.発生抑制(リデュース)、2.再使用(リユース)、3.再生利用(リサイクル)、4.無害化処理等中間処理、5.最終処分とし、最終処分場の埋立量を限りなくゼロに近づけることを目標とします。

第3章 計画の目標

国立市は市民・事業者一人ひとりのごみを出す量が、多摩地域で最も少ない「多摩地域のトップランナー」を目指します。そのため、第1期の5年間で10%、第2期の5年間で10%の減量を目標とします。

1. ごみの削減目標

☆第1期（2010(平成22)年度）の目標

1人1日当たりのごみ・集団回収(※)の合計量を2000(平成12)年度に比べ10%削減します。

☆第2期（2015(平成27)年度）の目標

1人1日当たりのごみ・集団回収の合計量を2010(平成22)年度に比べ10%削減します。

○これまで「10%（たまご2個分）のごみ減量」をスローガンとして市民に訴えてきましたので、10%の削減を各期における目標とします。

○資源物を含めた発生抑制に重点を置くため、集団回収も含むごみ量の削減を目標にします。

○再資源化には多くの経費を要し環境にも負荷がかかります。資源物についても発生抑制の必要があり、資源化率が高ければ良いというわけではありませんので、総資源化率等の目標値は掲げていません。

○現状では焼却量と埋立量を減らすことも必要なため、資源物を除くごみ量については2010(平成22)年度までに20%の削減（2000(平成12)年度比）を目標とします。

(※)集団回収 …自治会や子ども会、スポーツ団体などの営利を目的としない団体による資源物を回収する活動のこと。市では回収量に応じて奨励金を交付し支援しています。

2. 目標とすることみ量(1人1日当たりのごみ量)

上記1の削減目標に伴い算出すると、目標とする1人1日当たりのごみ・集団回収の合計量は次のとおりです。

	2000年度(実績)	2010年度	2015年度
目標とする1人1日当たりのごみ・集団回収の合計量	971.4 g	874.3 g	786.9 g
目標とすることみ・集団回収の合計量	25,657 t	23,838 t	21,601 t
人口推計	72,362 人	74,700 人	75,207 人

※2004(平成16)年度に多摩地域で最も1人1日当たりのごみ・集団回収の合計量が少なかった自治体の量は、805.7 gです。

※2010(平成22)年度と2015(平成27)年度の人口推計は、各年度の1月1日現在の推計値です。

3. ごみ処理量の見込み

ごみの削減目標に伴い算出すると、処理方法別のごみ量は次のとおりです。

	2000年度(実績)		2010年度	
	1人1日当たりの量	ごみ量	目標とする1人1日当たりの量	目標とすることみ量
焼却	660.6 g	17,447 t	528.5 g	14,410 t
資源化	266.5 g	7,039 t	310.4 g	8,463 t
収集・持込分	211.4 g	5,583 t	246.2 g	6,713 t
	集団回収分	55.1 g	1,456 t	64.2 g
有害ごみ	0.9 g	25 t	0.7 g	19 t
不燃埋立	43.4 g	1,146 t	34.7 g	946 t
合計	971.4 g	25,657 t	874.3 g	23,838 t
飛灰埋立	39.3 g	1,039 t	31.4 g	856 t
人口推計	72,362 人		74,700 人	

(参考)

[国の削減目標]

○循環型社会形成推進基本計画(2003(平成15)年3月策定)

2010(平成22)年度において、1人1日当たり資源物を除くごみ量を、2000(平成12)年度比で約20%削減する。

○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(2001(平成13)年5月告示)

1997(平成9)年度に対し、2010(平成22)年度においてごみ・集団回収の合計量を約5%削減する。

第4章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみの排出状況

①ごみ量について

1990年代の国立市におけるごみ量は、1991(平成3)年度の25,109 tをピークに減少傾向にありましたが、1997(平成9)年ごろからは再び増加傾向となり、2003(平成15)年度には25,100 tとほぼピークに戻っています。ただし、2004(平成16)年度には23,969 tと1,000 t以上の大きな減少となりました。それでも、最も少なかった1996(平成8)年度の22,981 tと比較すると、まだ約1,000 t(4.3%)の増加となっています。

②原単位(1人1日当たりごみ量)について

国立市の1人1日当たりのごみ量は、1990年代には減少傾向にありましたが、1999(平成11)年度の895g/人・日を境に増加傾向となり、2003(平成15)年度には931g/人・日まで増加しました。しかし、2004(平成16)年度には大きく減少し、892g/人・日と1999(平成11)年度における値も下回っています。

③要因について

国立市のごみ量が1997(平成9)年ごろから増加傾向にあった要因には、まず人口の増加があります。国立市の人口は、1997(平成9)年ごろから急激な増加が始まり、1998(平成10)年度から2004(平成16)年度までの6年間だけでも、6,000人以上(9.6%)の大きな増加となっています。

これに加えて、1人1日当たりのごみ量も増加傾向にありました。これは、容器包装や使い捨て商品の増加など、市民のライフスタイルや流通形態の変化などが考えられます。しかし、この5年間における増加傾向は、多摩地域全体では一般的な傾向で

はなく、国立市独自の要因が大きいとも考えられます。その要因としては、ごみ減量意識の低下や、1999(平成 11)年より多摩川衛生組合に加入し広域的な処理に移行したことで、行政にも市民にもごみに対する意識の変化があったといわれています。

いずれにしろ、これらの要因が重なり、国立市におけるごみ量は 1990 年前半の減少傾向から転じて、その後半から 2000 年代にかけては増加傾向になったと考えられます。

ただし、2004(平成 16)年度には、ごみ量及び 1 人 1 日当たりのごみ量の両方で大きな減少となりました。とりわけ、可燃ごみ量の減少が大きく、その要因としては、新たに始めたせん定枝の資源回収や市民説明会の開催なども影響していると考えられますが、多摩地域全体でも大きな減少となっているため、国立市以外の要因についてもさらに分析していきます。

2. ごみの資源化状況

①総資源化率について

国立市における資源物の収集及び処理施設での資源回収、さらには集団回収による資源回収を合わせた総資源化量は、2000(平成 12)年度に 8,685t まで増加し、総資源化率(ごみ・集団回収の合計量に占める総資源化量の比率)も 34%と多摩地域の全市町村で最も高い比率となりました。しかし、ここ数年は、総資源化量は減少傾向にあり、2004(平成 16)年度の総資源化量は 7,676 t で、総資源化率は 30.4%と、多摩地域の全市町村で 9 番目となっています。

②資源物収集及び集団回収について

可燃系資源物及び不燃系資源物の収集量は、市内全域での分別回収が始まった1993(平成5)年度以降、確実に収集量が増加してきました。しかし、1997(平成9)年度以降は5,000t前後で収集量が推移しています。また、集団回収による回収量もこの7年間は、約1,400t前後で推移しています。しかし、資源物の収集量も集団回収量も2004(平成16)年度には大きく減少しています。

③要因について

資源物の収集量や集団回収による回収量が1990年代後半からほぼ横ばいか減少傾向であるのに対し、収集後の施設での資源回収による資源化量は1999(平成11)年度から2002(平成14)年度にかけて大きく増加し、国立市における総資源化率を多摩地域でトップクラスに押し上げる要因となりました。これは、多摩川衛生組合に加入し、焼却後の焼却残さを溶融化し、スラグ(※)として資源化し始めたためです。しかし、この焼却施設における資源回収量も最近では減少あるいは横ばい傾向となっています。

資源物の収集量が停滞している要因としては、分別の不徹底が考えられます。例えば、可燃ごみに占める紙類や繊維類の比率は36.2%となっていて、その多くが可燃系資源物として収集できるものと考えられます。また、不燃ごみにもビン、カンなどの資源物が10%程度は混在していると考えられます。こうした資源物が混在する背景には、転入者の増加や分別方法の周知が不足していることなどが考えられます。

(※)スラグ …焼却灰を高温で溶融してつくるガラス質の人工砂。道路の路盤材や工事の埋め戻しなどで利用される。

3. ごみの処理状況

①ごみ処理量及び埋立量について

2004(平成 16)年度の可燃ごみ処理量は 15,917 t、不燃ごみ処理量は 2,708t でいずれもこの数年間の増加傾向から大きく減少しました。この結果、焼却処理されるごみの量は 1998(平成 10)年度の 18,708t から 2003(平成 15)年度には 20,175t と約 1,500t (7.8%)の増加となりましたが、2004(平成 16)年度には 18,750 t まで減少しています。

一方、埋立量はこの 5 年間に減少傾向にあり、1998(平成 10)年度の 3,756t から 2004(平成 16)年度には 1,078t まで大きく減少しました。

②要因について

可燃及び不燃ごみの処理量の増減は、ごみ量全体の増減と同じ傾向になっていますが、焼却処理量のごみ量の増加の比率を上回って増加してきた要因には、これまで分別回収され、そのまま埋立処理されていたプラスチック類を 2000(平成 12)年度以降に焼却処理していることが原因です。また、焼却処理された可燃ごみ及びプラスチック類の焼却灰についても溶融化しスラグとして再利用しているため、最終的な埋立量は大きく減少しています。

第5章 施策の体系



1. 発生抑制

① ごみ減量協力店制度の導入

市民が不必要と考えていても、店頭で商品が過剰に包装されていると、結局はごみとなるものを購入せざるを得ません。このような過剰包装を抑制し、マイバッグ持参の奨励やレジ袋の有料化、資源物の店頭回収など、ごみの減量や資源化に積極的に取り組んでいる小売店を「ごみ減量協力店」として認定します。

認定証の掲示などにより小売店の姿勢を示し、お客さんに簡易包装等への理解を訴えます。多くの小売店に認定を受けていただくことで、小売店自体と消費者等へのごみ減量意識の向上を目的としています。また、認定に当たっては、直接の利用者である市民の参加を前提に行います。

〔認定要件例〕

1. レジ袋を販売している。
2. 簡易包装をしている。
3. エコマーク付商品などリサイクル商品を販売している。
4. マイバッグの持参を奨励している。
5. ごみを分別回収している。
6. 紙パックを自主回収している。
7. 白色トレイを自主回収している。
8. ペットボトルを自主回収している。
9. ビン・缶を自主回収している。
10. 包装紙やレシートなどに再生紙を使用している。
11. 商品のばら売りを行っている。
12. 消費者にごみ減量や資源化を呼びかけている。
13. 販売容器等を回収し資源化・再利用している。
14. くにたちカードエコロジーポイントを発行している。
15. その他ごみの減量・資源化に協力していると市長が認める活動をしている。

〔認定項目〕 上記項目のうち、一定の項目数以上に該当する場合に認定します。

〔認定期間〕 3年間

〔認定証等〕 認定店には認定証・表示板・卓上のぼり等をお渡しし、利用者にはPRしていただきます。

〔報 告〕 認定後は、毎年取組状況の報告をしていただきます。

〔国立市内の小売業事業所数及び従業者数〕

区分	総数	各種商 品小売 業	呉服・服 地・寝具 小売業	男 子 服 小 売業	婦人・子 供服小 売業	靴・履 物 小 売業	その他の 織物・衣 服・身の回 り品小売 業	各 種 食 料 品 小 売業	酒 小 売業	食 肉 小 売 業
事業所数	564	2	9	8	64	7	21	12	24	9
従業者数	3,956	4	26	32	196	16	64	549	88	43

区分	鮮 魚 小 売 業	野菜・果 実小売 業	菓子・パ ン小売 業	米 穀 類 小 売業	その 他 の 飲 食 料 品 小 売業	自 動 車 小 売業	自 転 車 小 売業	家具・ 建具・ 畳小売 業	機械 器具 小売業	その他の じゅう器 小売業
事業所数	7	18	39	4	88	15	5	16	18	17
従業者数	20	54	311	12	984	178	12	59	69	79

区分	医療品化 粧品 小売業	農 耕 用 品 小 売 業	燃料 小売業	書籍・文 房 具 小 売業	スポーツ用 品・がん具・ 娯楽用品・楽 器 小売業	写真機・写 真材料小 売業	時計・眼 鏡 光 学 機 械 小 売業	他に分類 されない その他の 小売業
事業所数	48	2	13	33	20	2	14	85
従業者数	285	4	141	391	167	12	41	339

資料：東京都総務局統計部「商業統計調査報告（小売・卸売業）2002(平成14)年」

② くにたちカードエコロジーポイントの推進

国立市商工会が発行するくにたちカードにエコロジーポイントという制度があります。毎月第3木曜日に加盟店に牛乳パックを持参すると、牛乳パック5枚で1ポイントのエコロジーポイントがつきます。また、マイバッグを持参してレジ袋を利用しない場合も、1ポイントのエコロジーポイントがつきます。この制度を広く市民にPRすることで、牛乳パックの回収やレジ袋の削減を推進します。この他、商店会が独自に発行しているエコスポットカードなどの周知も行っています。

○エコロジーポイントの推移

単位：点

種 類	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度
牛乳パック	39,036	42,194	44,241	45,923	51,625
買 い 物 袋	72,864	70,854	57,733	50,906	53,874
合 計	111,900	113,048	101,974	96,829	105,499

[くにたちカード]

くにたちカード加盟店で買い物をすると、105円につき1ポイント加算されます。500ポイント以上たまると、1ポイント1円で加盟店での買い物に利用できます。このほか、バス共通カードやSuicaイオカードなどの金券と交換することもできます。発行は無料です。

[エコスポットカード]

NPO法人が発行し富士見台1丁目の3商店会が協賛しています。カードを50円で購入し、カン・ペットボトルを専用容器に入れカードを挿入すると、1本で1ポイントになります。500ポイントたまると加盟店で400円分の買い物ができます。

③ 販売店での資源物回収の推進

牛乳パックやペットボトル、白色トレイなどは、一部の販売店や公共施設で回収しています。また、新聞も一部の販売店が回収しています。これらの資源物は、市の一般収集に出される場合、一部が可燃・不燃ごみの中に混入し、適正な処理の妨げになっています。確実に資源化していくため、販売者の責任としてペットボトルやビン・カン等も含め、資源物を販売店に戻すルートを拡大するための働きかけと利用者への周知を行います。

〔市内スーパー（13店舗）における店頭回収実績〕 ※2006年1月現在

牛乳パック	ペットボトル	トレイ	カン類	タマゴパック
13店舗	10店舗※	13店舗	6店舗※	2店舗

※エコスポット回収機設置の1店舗含む。

④ 事業系ごみの削減

市は、事業系一般廃棄物を排出する一定規模以上の事業者に対し、発生及び排出の抑制に関する計画の作成等を指示することができます。また、事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物等管理責任者の選任、廃棄物等の減量及び循環的な利用に関する計画を作成し、市に提出しなければならないこととなっています。これに違反している場合、市は、必要な措置をとるべき旨の勧告、公表、当該建築物から排出される事業系廃棄物の受け入れ拒否をすることができます。

2005(平成 17)年度は、対象事業者の約 7 割の事業者に提出していただきました。この内容を分析し、ごみ減量や資源化の推進等の情報提供につなげてまいります。

また、市職員が事業所を巡回して排出抑制計画の実施状況を確認し、更なる減量の徹底を呼びかけます。実施状況等については、次ページ「⑤市が管理する施設での減量施策の強化」のチェックリストを参考にします。

なお、事業系ごみの処理手数料については、今後のごみ処理経費の動向をふまえて適宜見直しを行います。

[計画提出事業者数]

項 目	2004 年度	2005 年度
提出事業者数	92	96
対象事業者数	144	131
提 出 率	63.9%	73.3%

⑤ 市が管理する施設での減量施策の強化

市役所を始め公民館、福祉会館、市立小・中学校などもひとつの事業所です。一事業所としてごみの減量に取り組むとともに、他の事業所のモデルとなるよう、公共施設におけるごみ減量に努めます。そのためには、まず施設内にごみを持ち込まない、持ち込んだごみは持ち帰る、新聞などを持ってきた場合は持ち帰る、飲料容器は事業者が設置した専用回収箱に入れる、マイコップ持参の自動販売機の設置推奨や、事業活動に伴う書類等を削減するよう努めます。

また、庁内にごみ減量対策のための組織を設け、各施設での減量目標の設定やごみ減量チェックリストの作成と実施状況の確認などを行っていきます。なお、公共施設で取り組んだ中での成功例を事業所での排出抑制計画の参考とします。

[市が管理する施設のごみ量]

(2004(平成 16)年度)単位：k g

施設名	市役所	公民館	中央図書館	福祉会館	体育館・芸小ホール	第一小学校	第二小学校
ごみ量	54,109	1,230	7,240	8,595	10,216	9,413	11,060

第三小学校	第四小学校	第五小学校	第六小学校	第七小学校	第八小学校	第一中学校	第二中学校	第三中学校
16,843	14,028	13,654	11,753	12,282	5,339	9,324	17,126	10,029

⑥ 生ごみ減量の推進

各家庭で出される可燃ごみの4割が生ごみです。生ごみの大部分が水分ですので、ごみ出しの前にひと絞りするだけでかなりのごみ量を減らすことができます。また、水分を減らすことで清掃工場での燃焼効率が増すとともに、国立市が清掃工場に搬入するごみ量が減り、ごみ処理費用が減少します。

まずは、生ごみのひと絞りの効果を強くPRし、実践を呼びかけていきます。また、調理くずを出さない工夫（エコクッキング）や、必要以上に購入しないこと、冷蔵庫の在庫を定期的に確認する、調理は食べきれぬ量で作るなど、家庭でできる生ごみ減量のPRを推進します。

[可燃ごみの組成・2004(平成16)年度湿ベース]

単位：%

地 域	生ごみ	紙 類	繊 維	草・木	その他	不燃物
国 立 市	40.8	32.2	4.0	15.5	0.1	7.4
多摩平均	31.1	36.6	2.7	10.2	5.9	13.5

(財団法人東京市町村自治調査会・多摩地区ごみ実態調査)

[生ごみの組成・2004(平成16)年度湿ベース]

単位：%

種 類	調理くず	茶殻・コー ヒーかす	食べ残し	期限切れ 生鮮食品	作り置き 食品	期限切れ 保存食品	その他
割 合	63.5	12.0	7.7	4.8	4.6	1.4	6.0

(財団法人東京市町村自治調査会・生ごみ減量化に関する調査研究報告書)

⑦ 生ごみ処理機等購入費助成制度の周知

生ごみを減らすために、市では、生ごみ堆肥化容器と生ごみ処理機の購入費を助成しています。2004(平成 16)年度には、利用しやすいように指定店制度からどこのお店でも購入できるように、制度の変更も行いました。

生ごみ処理機の利用者アンケートでは「可燃ごみの量が大きく減った」「肥料として活用している」などの声をいただいています。この助成制度を周知して利用を促進します。

〔助成制度〕

1.生ごみ堆肥化容器 電動でないコンポスターやバケツタイプの容器などが対象です。

- ・助成金額 購入費用の 3/5 (限度額・5 千円)
- ・助成個数 2 基 (1 世帯あたり)

2.生ごみ処理機 家庭用の電動生ごみ処理機が対象です。

- ・助成金額 購入費用の 1/2 (限度額・2 万円)
- ・助成個数 1 基 (1 世帯あたり)

〔助成実績〕

	コンポスト	堆肥化容器	生ごみ処理機	合 計
2005 年度	5 基	1 0 基	6 4 基	7 9 基
累計(12 年間)	7 8 5 基	4 3 基	2 8 3 基	1,111 基

⑧ 家庭ごみ有料化(指定有料袋の導入)

検討の経過

現在、粗大ごみを除く家庭ごみについては、無料で収集し、処理の費用についてはすべて税金でまかなわれています。これは、ごみの量によって家庭の負担に差がないので、ごみ減量努力が報われない制度ともいえます。そこで、ごみ減量意識への誘導策として指定有料袋制の導入が各市で始まっています。

国立市では、2000(平成 12)年3月のごみ問題市民委員会答申「今後の廃棄物行政の在り方について」の中で、「経済的及び経済外的な誘導措置、規制措置を含めて施策化することが必要」と指定有料袋制について触れています。答申に基づき市では、指定有料袋制の導入を検討していますが、実施には市民の合意が前提です。

合意形成の必要性

- ・家庭ごみ有料化導入の必要性や意義について、市は、今後も市民との対話を継続していきます。また、一人でも多くの市民から理解を得ていくためには、担当部局の職員だけでなく、全庁職員の協力のもとで、市民に説明していくことも必要と考えています。
- ・有料袋の販売収入については、環境活動に活用するなど市民に還元される制度を検討します。
- ・家庭ごみ有料化により懸念される不法投棄の増加を防ぐための対策も必要と考えています。
- ・すでに実施している市では「資源物」を無料としていることから、新聞や雑誌、ビン・カン等の資源物はもちろん、処理方法によってはプラスチック製容器包装類も「資源」であるという観点から、料金を検討して分別努力が報われる仕組みとなるよう考慮していく必要があると考えています。

導入に当たっての留意点

- ・家庭ごみの有料化だけでごみが減るわけではありません。有料化によりごみを削減している自治体では、資源物の分別が進んでいます。ごみ減量に向けて徹底した広報の強化や再資源化ルートの整備、事業系ごみの対策など、各種施策との組み合わせによりごみ減量に取り組んでいきます。
- ・有料袋もごみとして処理されることから、市民の費用負担とごみの両方が削減されるよう、有料袋の使用量も抑制されなければなりません。
- ・市民の努力だけでなく事業者にも拡大生産者責任を踏まえ、「ごみになるものを作れば損をする」仕組みを強化していくため、現行法制度の見直しを国等に要望していきます。

[有料化実施市とごみ総量]

※□は導入年度

※集団回収は除いています。

※2006(平成18)年1月時点で15市導入済み

単位:t

	実施年月	97年度	98年度	99年度	00年度	01年度	02年度	03年度	04年度
八王子市	04年10月	181,946	189,884	190,305	195,088	193,927	188,264	193,819	184,361
武蔵野市	04年10月	54,274	55,629	55,618	54,952	55,966	54,628	51,929	51,568
青梅市	98年10月	44,682	44,004	39,601	42,295	44,106	45,231	45,243	43,686
昭島市	02年4月	37,346	38,029	37,761	37,764	41,561	37,940	39,302	38,011
調布市	04年4月	65,836	66,947	67,215	67,989	67,108	67,021	67,401	64,190
町田市	05年10月	132,431	135,675	135,035	139,365	141,288	142,617	145,131	142,868
小金井市	05年8月	32,620	32,806	32,991	34,154	33,678	33,793	33,326	32,621
日野市	00年10月	62,876	63,745	62,808	59,842	50,941	52,081	52,729	50,680
東村山市	02年10月	44,478	44,137	45,320	45,784	44,979	44,273	42,388	41,590
福生市	02年4月	21,377	21,865	20,912	20,719	21,163	19,776	20,373	20,556
狛江市	05年10月	23,050	24,183	24,115	24,494	24,475	24,585	24,654	24,617
清瀬市	01年6月	19,346	19,985	20,053	20,767	20,241	19,883	20,227	19,666
稲城市	04年10月	19,899	20,368	21,617	22,275	22,519	23,003	23,432	22,895
羽村市	02年10月	19,332	19,922	20,831	20,969	20,868	20,702	20,376	20,038
あきる野市	04年4月	26,214	27,083	27,246	28,504	29,129	29,311	30,578	26,202

[有料化実施市とごみ量（1人1日当たり）]

※□は導入年度

※集団回収は除いています。

※2006(平成18)年1月時点で15市導入済み

単位:g

	実施年月	97年度	98年度	99年度	00年度	01年度	02年度	03年度	04年度
八王子市	04年10月	989.5	1,017.2	1,005.3	1,019.2	1,004.2	968.4	987.8	932.2
武蔵野市	04年10月	1,118.5	1,142.8	1,144.8	1,125.4	1,146.4	1,113.5	1,059.7	1,050.1
青梅市	10年10月	886.0	866.8	776.2	828.4	862.0	882.3	880.3	849.8
昭島市	02年4月	945.2	962.3	961.2	960.0	1,054.6	946.0	968.3	939.3
調布市	04年4月	911.2	924.0	924.7	925.0	904.7	893.9	885.8	834.9
町田市	05年10月	997.4	1,014.7	997.6	1,012.0	1,006.6	995.7	990.9	966.9
小金井市	05年8月	823.2	829.9	830.6	856.3	839.8	839.0	817.7	800.9
日野市	00年10月	1,049.7	1,061.7	1,045.2	994.0	840.7	853.5	848.0	811.4
東村山市	02年10月	885.6	870.0	880.3	879.6	861.6	844.3	800.2	781.0
福生市	02年4月	941.5	962.5	992.7	912.8	929.2	869.1	899.0	910.6
狛江市	05年10月	861.9	895.0	890.7	902.3	896.6	888.1	885.9	883.3
清瀬市	01年6月	784.9	809.6	813.4	841.7	813.0	788.9	790.7	742.7
稲城市	04年10月	843.7	851.5	877.9	884.2	882.0	873.7	863.9	832.2
羽村市	02年10月	949.7	968.0	1,007.2	1,013.2	1,010.3	1,000.4	977.8	961.9
あきる野市	04年4月	929.3	957.7	955.4	990.7	1,008.1	1,006.7	1,040.9	892.6

2. 再使用

① (仮称)リサイクルプラザの設置

リサイクルについては、リサイクルセンターで粗大ごみとして出た家具や自転車を修理し、年に5回、販売会を開催しています。また、家具については、毎週木曜日に市役所ロビーで数点を販売しています。

こうしたリサイクル家具等を常設展示・販売するほか、修理講習会等を開催する拠点として、(仮称)リサイクルプラザを設置します。

また、(仮称)リサイクルプラザの設置に向けてより多くの品物を確保するために、粗大ごみの収集段階でまだ使用できるものを自己申告するなど、選別作業を効率化する仕組みについても検討を行います。

[リサイクル品の販売実績]

区 分	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
家具の点数	374点	382点	362点	423点	412点
販売金額	336,500円	419,800円	478,900円	459,400円	525,600円
自転車点数	337点	327点	336点	333点	334点
販売金額	1,414,000円	1,413,000円	1,315,500円	1,286,000円	1,322,000円
情報提供	29件	25件	24件	30件	29件

②リサイクルインフォメーションの活用

市は家庭で使わなくなった不用品を、必要とする方にあっせんするリサイクルインフォメーション（市役所にある専用掲示板における「ゆずります」情報の掲示）を実施しています。この事業について、より一層の周知を図り活用していただきます。

〔リサイクルインフォメーションの流れ〕

- ①譲りたい方は、不用品を市に登録（品物の写真を添付し、品物の詳細な情報を用紙に記入）し、市は、ごみ減量課にある掲示板に掲示します。
- ②掲示板を見て、欲しい方は、市に申し込みます。
- ③市は、欲しい方の住所、氏名、電話番号を譲りたい方に紹介します。
- ④品物の受渡しは、当事者間で直接行っていただきます。

〔リサイクルインフォメーション〕

＜2005(平成 17)年度実績＞

あっせん件数 29 件

③フリーマーケット等の推進

市民の自主的で有効なリユースの場であるフリーマーケットについて、条例第18条に定める「循環型社会の形成に関する活動」として位置づけ、開催のお知らせなどの支援を行います。

また、市の各種イベント（「環境フェスタくにたち」や「社会を明るくする運動」など）においても、積極的に場の提供を行います。

[公共施設等でのフリーマーケット開催数（2005(平成17)年度)]

開催場所	回数
谷保第三公園	11回
谷保第四公園	5回
矢川上公園	26回
矢川いこいの広場	2回
大学通り緑地帯	2回
郷土文化館	2回

3. 再資源化

① 生ごみ堆肥化の推進

市では、2000(平成 12)年度から、給食センターから出される調理残さや残飯を堆肥化しています。回収された調理残さ等は、業者の生ごみ処理機に投入されて一週間程度発酵させて異物を取り除きます。出来上がった一次発酵物は、肥料会社に引き渡されて成分調整がなされたのちに堆肥として商品化されています。

資源循環の理想的な一つの形態として、将来的には他の公共施設や民間事業所、家庭の生ごみについても堆肥化することを視野に入れています。

[生ごみ堆肥化量]

単位 : kg

年 度	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
堆肥化量	30,550	33,588	35,910	45,461	38,075	40,180

② せん定枝チップ化の推進

2003(平成 15)年度から家庭から出されるせん定枝を破碎してチップ化し、牛ふん等と混ぜ堆肥化する事業を始めました。2004(平成 16)年度には東京都の「バイオマス利活用フロンティア推進事業」として補助金が交付されています。家庭から出される分は、一般収集とは別に、毎週水曜日に申込みのあった世帯から回収しています。また、国立市シルバー人材センターにもご協力いただき、同センターがせん定した枝等の大部分もチップ化しています。造園業者等の分も含め処理するため、破碎機を購入して委託から市が直接、処理することも考えられますが、安定した処理施設の確保や騒音対策、人員の確保の点から困難です。良質なチップを経済的に生産できる事業者を選定し、焼却処理されている事業系せん定枝も含め資源化します。

[せん定枝チップ化量]

単位：kg

年 度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
チップ化量	16,550	41,020	38,410

③ 廃食用油回収の推進

2004(平成 16)年 7 月から市内の公立保育園 4 園と給食センターで、10 月から大規模集合住宅 1 箇所、2005(平成 17)年 1 月から NPO 支援室で回収を開始しました。

また、老人ホーム 2 箇所から出る廃油も回収しています。現在は各事業所と回収業者が直接、取引をしています。回収した廃油はインキとして再生されています。

廃油についてはごみの減量とともに下水道に流されると設備の老朽化の原因になることから、今後、大規模集合住宅や事業所等に呼びかけ、回収拠点や協力団体を増やしていきます。

〔回収量〕

2005（平成 17）年度 201.5 リットル

④ プラスチック製容器包装ごみの再資源化

条例では、廃棄物等の循環的な利用の優先順位を再使用、材料として再生利用、化学的方法での再生利用、熱回収の順で定めています。また、容器包装リサイクル法でもプラスチック製容器包装は再資源化することになっています。

国立市では、プラスチック製容器包装ごみをクリーンセンター多摩川で焼却し、熱回収して発電に利用していますが、条例や法律の趣旨を踏まえ、再生利用していくことが必要です。約 2,000 トンのプラスチックごみの大部分が容器包装ごみであると見込まれることから、ごみの減量のためには早急に取り組まなければならない課題です。

国において容器包装リサイクル法の改正作業が行われていますが、拡大生産者責任の観点からも容器包装リサイクル法に基づく再資源化を行います。

※容器包装リサイクル法のルートでは、プラスチックごみを高炉還元剤として利用したり、ガス化、油化、コークス炉化学原料化などの再資源化が行われています。

[プラスチックごみの推移]

単位：t

年 度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
ごみ量	1,793	1,918	2,231	2,076	2,241

⑤ 事業系紙ごみの再資源化

事業系一般廃棄物の主要な品目に紙ごみがあります。これまで事業所等で不要となった書類などの紙ごみは、多くはシュレッダーで裁断されごみとして焼却されてきました。

しかし、近年のリサイクル技術の向上で、細かく裁断された紙も溶解処理することにより資源化することが可能になりました。リサイクル可能な業者が限定されていたり、情報の周知がされていないことから、利用している事業所はまだ多くありません。

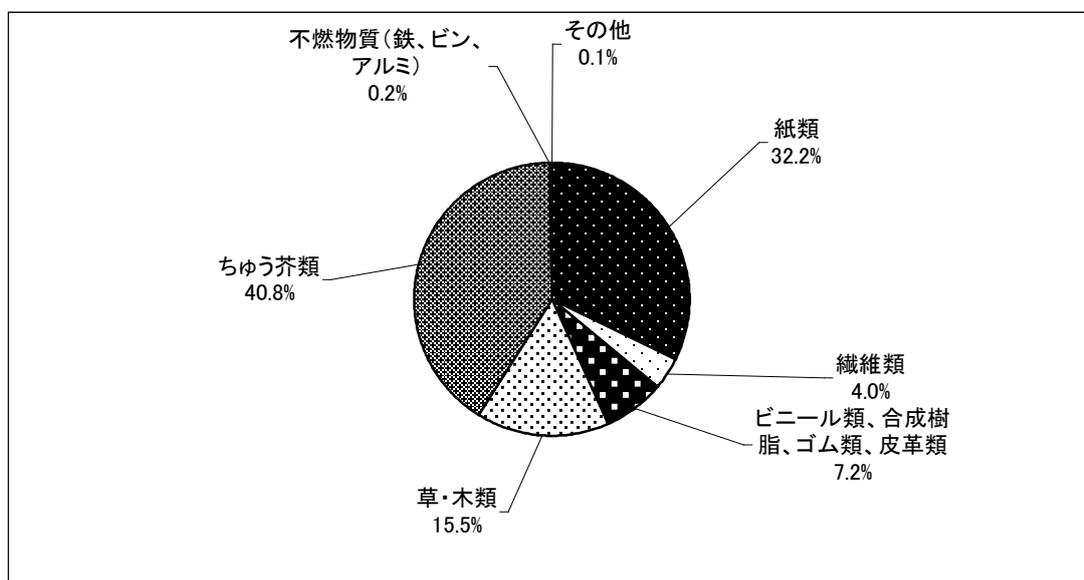
事業所に対し、ごみの減量策とともにリサイクルの情報についても積極的に提供し、紙ごみの再資源化を推進します。

⑥ 資源物分別収集の徹底

ごみの減量のためには発生抑制が最優先になりますが、その次に大切なことが分別です。現在の可燃ごみ・不燃ごみの中には、まだ資源となるものが含まれています。焼却・埋め立てを減らして資源物の回収を進めるために、さらに分別を徹底するよう周知していきます。

[可燃ごみの組成分析(2004(平成16)年度平均値・湿ベース)] 単位:%

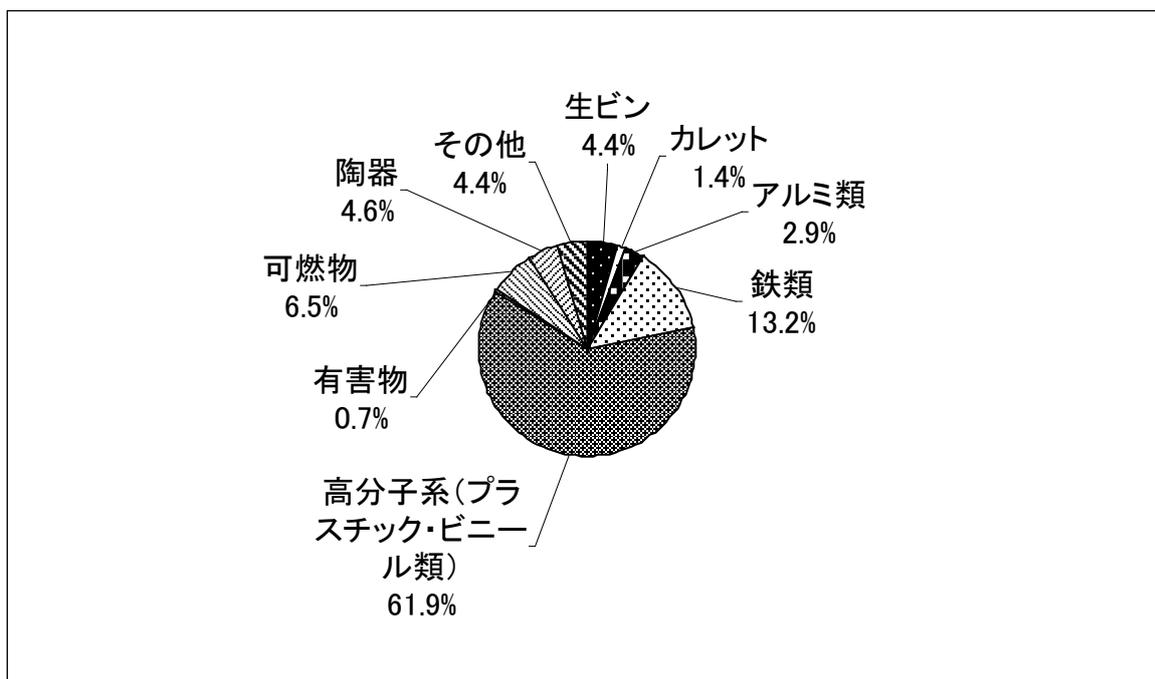
紙類	32.2
繊維類	4.0
ビニール類、合成樹脂、ゴム類、皮革類	7.2
草・木類	15.5
ちゅう芥類	40.8
不燃物質(鉄、ビン、アルミ)	0.2
その他	0.1
合 計	100.0



◎紙類が32.2%、草・木類も15.5%混入しています。今後も、さらなる紙類の資源化、せん定枝のチップ化事業の推進が必要です。

〔不燃ごみの組成分析(2004(平成 16)年度平均値・湿ベース)〕 単位:%

生ビン	4.4
カレット	1.4
アルミ類	2.9
鉄類	13.2
高分子系(プラスチック・ビニール類)	61.9
有害物	0.7
可燃物	6.5
陶器	4.6
その他	4.4
合 計	100.0



◎高分子系(プラスチック・ビニール類)は、不燃ごみの約6割を占めています。

⑦ 資源物集団回収の推進

2000(平成 12)年度以降、回収量が減少傾向にあります。集団回収は、総資源化率の向上につながるほか、分別意識の徹底などごみ施策の有効な手段です。各種団体に対し集団回収の実施を呼びかけます。

〔回収量等の推移〕

区分	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
団体数	6 1 団体	6 0 団体	6 1 団体	6 4 団体	5 5 団体
回収量	14,51,083.5 kg	1,334,956 kg	1,376,324 kg	1,270,548kg	1,206,527 kg
売却代金	352,297 円	411,223 円	681,475 円	661,001 円	1,006,431 円
奨励金	13,077,674 円	12,029,119 円	12,397,601 円	12,253,365 円	11,226,420 円
業者数	1 2 社	1 2 社	1 3 社	1 0 社	1 0 社
奨励金	4,366,693 円	4,015,755 円	4,136,985 円	4,088,925 円	3,746,724 円

⑧ グリーン購入の推進

資源の循環のためグリーン購入法（環境への負荷ができるだけ少ないリサイクル品などの商品やサービスを選択し購入することを推進するための法律）が制定されています。

日常の業務活動から生じる環境負荷を低減させるため、市役所においても環境物品等を積極的に購入したり、市民に対してもイベントなどを通じて環境にやさしい物品の紹介等を行います。

4.中間処理

①焼却灰の資源化

現在、国立市の「可燃ごみ」・「プラスチック類」は、多摩川衛生組合（稲城市・狛江市・府中市・国立市の4市で構成する一部事務組合）「クリーンセンター多摩川」の焼却処理施設で中間処理を行っています。「クリーンセンター多摩川」では、従来、最終処分場に埋め立てていた焼却灰をさらに溶融処理をすることで、金属部分を「メタル」として、それ以外の焼却灰を「スラグ」として資源化しています。

「メタル」は有価物として売却し、「スラグ」は道路工事の埋め戻し材やコンクリートの二次製品、アスファルトの路盤材として再利用することで資源の有効活用を図っています。

品質においても、「道路用溶融スラグ骨材」「コンクリート用溶融スラグ骨材」が日本工業規格（J I S）化される見通しです。

現在、構成4市の上下水道工事を中心に活用していますが、2004(平成16)年度末で4,300tの在庫を抱えており安定的な活用が課題となっています。持続的な循環型社会の構築に向けた取組の一つとして、また、最終処分場の延命化のためにも全庁的に積極的な活用を行い、在庫の解消を図ります。

〔溶融スラグの活用状況（1999～2004年度）〕

単位:t

		1999年 度	2000年 度	2001年 度	2002年 度	2003年 度	2004年 度
発生量		6064.57	7168.76	7213.35	6890.78	6564.85	6327.10
活用量	構成市活用	1839.46	2450.01	1732.48	3269.50	2754.19	4762.19
	稲城市	157.98	1556.78	507.91	392.41	1957.29	4062.16
	狛江市	564.05	230.95	343.09	157.61	182.53	295.26
	府中市	268.62	51.87	385.46	1263.02	198.57	48.05
	国立市	504.15	600.46	428.26	1416.18	415.80	356.72
	その他(組合)	344.66	9.95	67.76	40.28	0	0
民間活用		1612.31	4437.88	5844.58	3333.92	1496.57	2381.64
活用量合計		3451.77	6887.89	7577.06	6603.42	4250.76	7143.83
差引量(発生量－活用量)		2612.8	280.9	-363.7	287.4	2314.1	-816.7
累積在庫量			2893.7	2530.0	2817.3	5131.4	4314.7

※端数を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

②余熱の有効利用

「クリーンセンター多摩川」の焼却処理は、1日に最大 450 t（150 tの炉が3基）の能力を有しています。常時運転は、2基を利用し1日に約 270 tを処理しています。この施設では、焼却する際に発生する熱を蒸気として回収し、蒸気タービン発電機で最大で 6,000 k wの発電（サーマルリカバリー）を行い、クリーンセンター内の各種プラントの動力源や冷暖房、照明などに有効利用しています。また、余剰電力については、電力会社に売却しています（年間で約 1 億円）。

もう一つの余熱の活用手段として、稲城市立病院などに 130℃の高温水を送水し、冷暖房の熱源に利用しています。ガスの使用を抑えられることから、二酸化炭素の排出量を年間で約 1,300 t 抑えることができます。

〔多摩川衛生組合（クリーンセンター多摩川）〕

所在地：稲城市大丸 1 5 2 8 番地

敷地面積：2 2, 3 7 1. 5 8 m²

竣工：1998 年 3 月

処理能力：4 5 0 t / 日（1 5 0 t / 2 4 h × 3 基）

炉形式：全連続燃焼式

排ガス冷却方式：廃熱ボイラー方式

排ガス処理方式：バグフィルタシステム（減温塔＋集じん機）、触媒脱硝装置、白煙防止装置

発電装置：蒸気タービン方式

余熱利用：場内給湯・冷暖房、場外施設への高温水（約 1 3 0 ℃）の供給
国立市の搬入量等（2 0 0 4 年度）

搬入量	18,750.43 t
焼却量	18,703.64 t
焼却後の鉄回収量	46.79 t

③エコセメント事業の実施

国立市は、「クリーンセンター多摩川」での焼却の際に出る溶融飛灰や不燃物中の陶器類などを日の出町にある「東京たま広域資源循環組合」で最終処分しています。従来埋め立てていた焼却残さ（溶融飛灰を含む。）を原料にしてセメントをつくり有効活用を図る事業がエコセメント事業です。

エコセメントは、エコロジーの「エコ」と「セメント」を合わせて名づけられ、日本工業規格（J I S）に定められた土木建築資材です。製造の過程でダイオキシン類を分解し無害化させ、重金属類は回収してリサイクルします。

この事業は 2006(平成 18)年度から稼動し、1日に焼却残さの処理能力約 300 t、エコセメントの生産能力約 430 t の処理が可能になります。現在の搬入分だけでなく従来埋め立てたものも掘り出してエコセメント化するため、最終処分場の使用期間を大幅に延ばすことが可能になります。

〔東京たま広域資源循環組合（日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場）〕

所在地：西多摩郡日の出町大字大久野 7 6 4 2 番地

面積：用地面積 59.1 ha 埋立地面積 18.4 ha

・エコセメント化施設用地 4.6 ha ・残留緑地面積 25.8 ha

・埋立容量：全体埋立容量 約 370 万 m³

（廃棄物埋立容量 約 250 万 m³ 覆土容量 約 120 万 m³）

・埋立開始：1998 年 1 月 ・埋立当初予定年数：約 16 年間

<国立市の搬入状況（2004 年度）>（年間）

種 別	処分量（t）	搬入台数（台）
焼却残さ（多摩川衛生組合から搬出）	※ 921	92
不燃物（国立市環境センターから搬出）	157	51
計	1,078	143

※焼却することで、埋立量は、約 5% にまで減容されています。

5.広報活動

①施設見学会の実施

現在、「国立市環境センター」、「国立市リサイクルセンター」、「二ツ塚最終処分場」（日の出町）、「クリーンセンター多摩川」（稲城市）を中心に施設見学会を行っています。

申し込みは、小・中学校や自治会、老人会、事業者等の団体が多く、ごみ処理現場の実態を見ていただくことでごみ減量への意識の向上を図っています。

さらに多くの市民・事業者の皆さんに参加していただくために、参加者の要望に沿った新たな見学先の確保や、夏休み時期の開催など参加しやすい状況の整備を行います。

[施設見学会実績]（2005(平成17)年度)

	多摩川衛生組合	二ツ塚最終処分場 (日の出町)	その他	環境センター
団体	7団体	6団体	1団体	17団体
見学者	114人	85人	30人	542人

②「わくわく塾」やイベントでの広報の推進

施設見学会だけでなく、ごみ問題に関する出前講座「わくわく塾」を周知し、ごみの分別の徹底とごみ減量の広報を行います。直接お会いすることで分別や出し方など、ごみ行政に関する市民の声を伺うことで市民と連携を深め、施策への反映を図ります。また、今後の循環型社会の担い手となる子どもに対する出前学習なども充実させます。

ごみ減量課が事務局の「環境フェスタくにたち」や地域のイベントで分別クイズやごみ減量クイズなど娯楽性のある催しを行うことにより、子どもからお年寄りまで、日ごろのごみに関する疑問を気軽に聞ける場の設定や、ごみに関する知識を楽しみながら取り入れていただけるような仕掛けづくりを行います。

③広報の充実

現在、市のごみに関する情報は、市報くにたちや市ホームページ、くにたち生活便利帳、市報折込パンフレットで周知しています。しかし、集積所には、午前8時30分以降に出されたごみや分別の不徹底でレッドカードを貼られたごみが残されていたりする状況があり、ごみ出しのルールが徹底されていません。

また、循環型社会を目指してごみの減量を図るために、ごみとなるものを持ち込まないライフスタイルへの変更についても呼びかけ、ご協力をいただかなくてはなりません。そのためには従来の広報手段だけでなく、多様なメディア（保存してもらえる生活便利帳の有効活用やコンビニエンスストア等の若者が多く立ち寄る場所でのPRなど）の活用や「なぜこのような方法をするのか」を理解していただく広報、市民参加による広報が必要と考えます。

そこで新たな広報の手法として、

- （仮称）市民連絡会等の市民参加による「自らができることを考えて自らが呼びかける」広報
 - 小学生の参加による「子どもの視点から大人に発信する」広報
 - 事業者の参加による「事業者に向けてごみ減量を呼びかける」広報
- を取り入れてごみ減量意識の向上を図ります。

④大学生等を対象とした広報

国立市は、市内に大学を有することから、一人暮らしの方も多数お住まいです。親元から一時的に離れていることで住民票を移さず、市民としてのごみ出しのルールをよく理解せず、近隣とのトラブルになるケースがあります。生活者としての学生に向けて、オリエンテーション等を利用したごみの分別・減量等の周知を行います。

また、卒業などの引越し時に排出される家具類のリユースへの呼びかけや、適正な処分方法についても周知を行います。

6. 市民参加

①市民・事業者・市の協力体制づくり

市民・事業者・市の三者懇談会を開催したり、市民の要望を国や東京都、業界団体に届けていく仕組みづくりを検討します。

また、国立市では、多くの市民組織がごみの減量やリサイクルの推進、まちの美化などの環境改善のための活動を行っています。このような活動に対して市は、用具の提供や啓発グッズの提供などの支援をしてきました。

今後もマイバッグ作成講習会などのレジ袋削減にかかわる取組や、ポイ捨て禁止の啓発、清掃活動などを行う組織の設置や独自のごみ減量策（例えば、廃木材を学校・児童館等のキャンプファイヤーの焚き木として再利用したり、使用済みテニスボールを学校のいすの脚の消音用としてリユースするなど）に対し、資材の提供や広報など支援の継続と拡大を行います。

②廃棄物減量等推進員の活用

現在、国立市では、自治会や商店会からご推薦をいただいた 47 名の廃棄物減量等推進員の皆様にご活躍いただいています。主な活動は、「環境フェスタくじたち」や「レジ袋NOデー」などの市が主催する各種イベントでの啓発活動、市民向け広報作成のお手伝い、身近なごみ減量施策の検討、地域のごみ事情に関する情報提供、ごみの出前講座の設定などを行っていただいています。

しかし、地域における推進員についての認識が薄いことから、市と推進員個人との活動になりがちな状況にあります。推進員参加で作成された記事の市報掲載や、市と推進員による地域活動への参加（地域イベントでの「ミニごみ相談会」の実施など）や研修会の開催などを通じて積極的に情報提供を進めることによって、「地域に身近なごみの相談員」という存在になっていただける仕組みづくりを行います。

また、親しんでいただける推進員制度にするために、名称が「国立市廃棄物減量等推進員」と堅苦しい名称であることから、愛称を検討し市民向けに周知したり、団体等からの推薦だけでなく、公募して活動意欲のある方の参加を広く募集するなどの制度の変更を図ります。

[廃棄物減量等推進員の今後の活動案]

- ・ごみ減量協力店制度の認定・推薦などへの参加
- ・販売店による資源の回収拡充と簡易包装への働きかけ
- ・イベントでの啓発活動
- ・市民向け広報の作成
- ・ごみの出前講座の設定

③レジ袋NOデーの推進

現在、10月を「環境にやさしい買い物キャンペーン」月間として、全国でマイバッグ持参の取組が行われています（主催：内閣府、経済産業省、環境省、ごみゼロパートナーシップ会議）。

その一環として、国立市でも2004(平成16)年度から毎月5日を「レジ袋NOデー」として消費者に呼びかけを行っており、特に10月5日をキャンペーンの日として重点的に取り組んでいます。また、近隣9市で構成される広域連携サミットの共通課題としても設定されており、広域に取り組むことも検討されています。

増加傾向にあるプラスチック類のごみを減少させるため、引き続き廃棄物減量等推進員や市民団体、事業者のご協力をいただきながら、身近なレジ袋の減少を訴えることで日々の購買行動から環境問題を考え、ライフスタイルの見直しへとつなげていきます。

第6章 処理施設の整備

1. 環境センターの改修

国立市環境センターでは、収集した不燃ごみ及び資源物を搬入し、分別・破碎・圧縮などの工程を経ることにより資源化を推進し、埋立物の減容・減量化を行っています。

この施設は1989(平成元)年1月から稼動しており、まもなく通常の施設の耐用年数である20年に到達しようとしています。施設の長期使用と安定的なごみ処理を行うため、計画的に改修を行っていく必要があります。

[改修工事の予定]

2006(平成18)年度	トラックスケール改修工事
2007(平成19)年度	破碎機補修工事
2008(平成20)年度	金属プレス機補修工事
2009(平成21)年度	不燃ごみ受入コンベヤ補修工事
2010(平成22)年度	搬送コンベヤ補修工事

[国立市環境センター]

所在地：国立市谷保3643番地
敷地面積：5,157㎡
竣工：1989年
処理能力：30t/5h(5h=稼働時間)
建築様式：鉄骨造
建築面積：1,201㎡
延床面積：1,623㎡

第7章 適正処理困難物

4. 適正処理困難物

廃棄物になった場合に適正な処理が困難なため、市民及び事業者が自ら適正に処理しなければならないと条例で定めている適正処理困難物は次のとおりです。

バイク、バッテリー、タイヤ、コピー機、ピアノ、電気オルガン、金庫、消火器、ボウリングの玉、発電機、溶接機、エアーコンプレッサー、チェーンソー、水中ポンプ、モーター類、印刷機等の大型機械、レンガ、ブロック、石膏ボード、コンクリート片、ガレキ、石、砂、土、

その他市の処理施設等の機能及び技術上の能力の限界を超え処理できないものと市長が判断したもの

第 8 章 生活排水処理基本計画

1. し尿処理の状況

①し尿処理の現状

国立市の下水道は、1970(昭和45)年8月に公共下水道として計画区域792ヘクタールを都市計画決定し、1979(昭和54)年8月に緑川以西の青柳処理区(立川市単独処理場への流出区域)12ヘクタールが市内で初めての処理区域として供用開始されました。その後、北部(北、東、中、西)排水区323ヘクタール及び富士見台以南の457ヘクタールの整備を進め、1989(平成元)年4月には北多摩二号処理場が完成し、青柳処理区以外も順次、供用開始されました。1995(平成7)年4月には下水道の人口普及率が100%に達しています。

一方、汲取りし尿は清化園衛生組合で処理してきましたが、下水道の普及に伴い汲取量が減少したため、1999(平成11)年12月7日で投入を終了しました。それ以降は、環境センターに設けた下水道投入孔の受水槽に投入し、11倍に希釈して下水道に放流しています。2004年度の人口比水洗化率は99.3%で、内訳は下水道放流が96.9%、単独処理浄化槽が2.4%です。非水洗化人口は0.7%です。

過去3年間(2002(平成14)年度～2004(平成16)年度)のし尿処理状況を表1に示しています。

表1 し尿処理の状況

単位：人

区 分	2002 年度	2003 年度	2004 年度
1. 計画処理区域内人口	73,024 (100%)	73,574 (100%)	73,213 (100%)
2. 水洗化人口	72,337 (99.1%)	72,932 (99.1%)	72,676 (99.3%)
(1)コミュニティ・プラント	0	0	0
(2)合併処理浄化槽	0	0	0
(3)下水道	70,540 (96.6%)	71,216 (96.8%)	70,947 (96.9%)
(4)単独処理浄化槽	1,797 (2.5%)	1,716 (2.3%)	1,729 (2.4%)
3. 非水洗化人口(計画収集人口)	687 (0.9%)	642 (0.9%)	537 (0.7%)
4. 計画処理区域外人口	0	0	0

注1：各年度とも外国人登録を含む3月31日の人口

②収集・運搬の現状

汲取りし尿の収集・運搬は市が行っています。料金は一般家庭が1回につき1,500円で、事業所は1リットルにつき9円です。浄化槽汚泥の清掃は許可業者が行っています。収集・運搬の現状は表2、収集・運搬の実績は表3のとおりです。

表2 収集・運搬の現状

区 分	汲取りし尿	浄化槽汚泥
収集・運搬	市(委託)	許可業者
頻 度	月1回～随時	随 時
手数料	有 料	有 料

表3 収集・運搬の実績

単位：kℓ

年 度	し尿量	浄化槽汚泥量	合 計
2000	886.4	280	1166.4
2001	749.4	318.3	1067.7
2002	679.1	161.8	840.9
2003	556.7	307.4	864.1
2004	550.5	157.8	708.3

③し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

過去3年間（2002(平成14)年度～2004(平成16)年度）のし尿・浄化槽汚泥の処理実績は表4のとおりです。

表4 し尿・浄化槽汚泥処理実績

		2002年度	2003年度	2004年度
行政区域内人口(人)		73,024	73,574	73,213
計画処理区域内人口(人)		73,024	73,574	73,213
計画収集人口(人)		687	642	537
水 洗 化	公共下水道人口(人)	70,540	71,216	70,947
	合併浄化槽人口(人)	0	0	0
	単独浄化槽(人)	1,797	1,716	1,729
	計	72,337	72,932	72,676
	水洗化率	99.1	99.1	99.3
自家処理人口(人)		0	0	0
処 理 量	し尿量(Kℓ/年)	679.1	556.7	550.5
	浄化槽汚泥量(Kℓ/年)	161.8	307.4	157.8
	合計(Kℓ/年)	840.9	864.1	708.3
	し尿量(Kℓ/日)	1.9	1.5	1.5
	浄化槽汚泥量(Kℓ/日)	0.4	0.9	0.4
	合計(Kℓ/日)	2.3	2.4	1.9
原 単 位	し尿量(ℓ/人/日)	2.71	2.37	2.81
	浄化槽汚泥量(ℓ/人/日)	0.19	0.49	0.25
	合計(ℓ/人/日)	0.76	1.00	0.86

2. し尿処理計画

①処理の目標

公共下水道の人口普及率が 100%に達したため、今後は、計画期間が終了する 2015(平成27)年度までに下水道によるし尿処理率が 100%に達することを目標とします。ただし、計画期間終了後も汲取りによる仮設トイレがあるため、汲取りし尿はなくなりません。し尿処理の目標は表 5 のとおりです。

表 5 し尿処理の目標

区 分	現在 2004 年度	目標年度 2015 年度
下水道によるし尿処理率	96.9%	100%

②し尿処理形態別人口

計画期間が終了する 2015(平成 27)年度のし尿処理形態別人口は表 6 のとおりです。

表 6 し尿処理形態別人口 単位：人

区 分	現 在 2004 年度	目 標 年 度 2015 年度
1. 計画処理区域内人口	73,213	75,207
2. 水洗化人口	72,676	75,207
(1)コミュニティ・プラント	0	0
(2)合併処理浄化槽	0	0
(3)下水道	70,947	75,207
(4)単独処理浄化槽	1,729	0
3. 非水洗化人口	537	0
4. 計画処理区域外人口	0	0

③汚泥の再資源化

し尿及び浄化槽汚泥の処理により発生する脱水・乾燥後の汚泥については、資源の有効活用のためセメント原料や軽量骨材、メトロレンガとして再資源化しています。今後も汚泥の 100%再資源化を継続していきます。

第9章 計画の評価について

計画を着実に推進していくために、計画期間の各年度終了後、次の方法により実施状況を評価します。

5. 評価の流れ

① 行政による評価

事業ごとに事務局が報告書を作成します。

② 市民による評価

事務局が作成した報告書を基に市民に評価していただきます。市民による評価として、廃棄物減量等推進員からの意見聴取や、市報及びホームページにより公表しご意見を募集します。

③ 審議会による評価

事務局が作成した報告書及び市民による評価を基に、国立市ごみ問題審議会により評価を行います。

④ 行政による改善

審議会による評価を基に、事務局は事業の改善点を示し、次の事業や予算の配分に反映させます。

6. 評価のポイント

① 事業の実施状況

事業内容や実施回数、参加者等のデータを明確にします。

② 事業の効果

実施状況を基に事業効果を検証します。各事業によるごみの減量効果を示すことは困難ですが、事業の実施状況とごみ量から推定します。